

ただいま提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

議第 52 号は、一般会計の補正予算でございます。年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 265 億 3,748 万 4 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入でございますが、県税は、法人二税が 27 億 1,790 万円の減額となるなど、総額で 25 億 5,150 万円の減額となっております。

また、地方交付税は、国の決定状況を踏まえた増額を行いますほか、国庫支出金や県債につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整による減額を行おうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、能登半島地震関連事業、介護職員等の処遇改善事業、公立小中学校における情報機器の円滑な更新等を行うために新たに造成する「滋賀県公立学校情報機器整備基金」への積み立て、琵琶湖の水位低下を契機とした河川の維持補修対応、東北部工業技術センター整備事業などに係る経費を追加いたしますとともに、新型コロナウイルス関連経費の不用をはじめ、一般行政経費につきまして、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

東北部工業技術センター整備事業につきましては、PFI 事業者が行ったボーリング調査の結果、当初計画していた基礎工事の内容を変更する必要があるため、工事費の大幅な増額および工期の延長が見込まれることとなりました。

このことに対応するため、基礎工事の妥当性や追加費用の削減について、事業者と協議しながら、庁内に設置したチームによる検討や、外部有識者等による検証などを行ってきたところでございます。

これらに時間を要し、議案の提案が遅れたこと、また、事業費の増額とと

もに供用開始が遅れる見込みとなったことに対し、関係者や県民の皆さまの信頼やご期待を損ねることとなってしまう、御詫び申し上げます。

なお、引き続き様々な工夫に努めるとともに、今後は、県施設の整備における地盤リスクに適切に対応できるようにするため、部局連携で必要な対策を講じてまいります。

これらの歳入、歳出の所要の調整を図りました上で、将来に向けた対応として、財政調整基金、県債管理基金、福祉・教育振興基金、子ども・若者基金などの残高を一定確保することにより、後年度の財源不足への対応や、事業の安定的な実施に向けて備えてまいりたいと考えております。

加えて、県債の発行抑制を行うことにより、残高の縮減と利子負担の軽減を図ってまいります。

議第 53 号から議第 67 号までは、特別会計および企業会計につきまして、執行状況等を踏まえた所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第 68 号は、先ほど申し上げました「滋賀県公立学校情報機器整備基金」を新たに設置しようとするものでございます。

議第 69 号は、国が定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、必要な規定の整備等を行うため、条例の一部を改正するとともに、介護療養型医療施設の廃止に伴い、関係条例を廃止しようとするものでございます。

議第 70 号は、国が定める児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、

議第 71 号は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

それぞれ条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 72 号から議第 74 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 75 号および議第 76 号は、指定管理者の指定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。